

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

和歌山国民年金 事案 659 (事案 542 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、51年10月から52年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年10月から52年3月まで
④ 昭和53年1月から同年3月まで

前回の申立てについては認められないとの通知を受けたが、昭和50年分及び51年分の確定申告書の控えが見つかり、当該期間の国民年金保険料の納付について申告していることが確認できる。

また、昭和49年、52年及び53年についても、確定申告書の控えは無いが、継続して国民年金保険料を集金人へ納付していたので、申立期間が国民年金保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、当時の保険料納付についての記憶があいまいであり、申立期間に係る保険料の納付状況は明らかでない上、4回の申立期間にわたって、納付記録が欠落するとは考え難いこと、ii) A市町村が保管する国民年金検認カード及び国民年金保険料検認一覧表によると、申立期間のほかに、申立期間②と③の間の昭和50年10月から51年3月までの期間についても夫婦共に納付記録が無く、当該資料からすれば、昭和48年度から52年度まで5年間続けて年度末の3か月ないし6か月が未納であったことが確認できること、iii) 国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、昭和50年10月から51年3月までの期間の保険料は同年5月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料についても同様の納付方法が可能であったと考えられるところ、申立人及びその妻は、申立期間の保険料について過年度

納付した記憶は無いとしていることから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成22年3月17日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された昭和50年分及び51年分の申立人の母親名義の確定申告書（控）によると、国民年金保険料の支払額として50年分には2万6,400円、51年分には3万1,800円と記載されていることが確認でき、これらの金額は50年及び51年の夫婦二人分の国民年金保険料と一致する上、当時の申立人の世帯において、国民年金保険料の納付対象者は申立人夫婦のみであることから、申立人は申立期間②及び申立期間③のうち昭和51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたことが認められる。

また、上記以外の申立期間についても、申立期間を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、当該確定申告書（控）と同様の納付状況にあったものと推認するのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 660 (事案 541 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、51年10月から52年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年10月から52年3月まで
④ 昭和53年1月から同年3月まで

前回の申立てについては認められないとの通知を受けたが、昭和50年分及び51年分の確定申告書の控えが見つかり、当該期間の国民年金保険料の納付について申告していることが確認できる。

また、昭和49年、52年及び53年についても、確定申告書の控えは無いが、継続して国民年金保険料を集金人へ納付していたので、申立期間が国民年金保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人は、当時の保険料納付についての記憶があいまいであり、申立期間に係る保険料の納付状況は明らかでない上、4回の申立期間にわたって、納付記録が欠落するとは考え難いこと、ii) A市町村が保管する国民年金検認カード及び国民年金保険料検認一覧表によると、申立期間のほかに、申立期間②と③の間の昭和50年10月から51年3月までの期間についても夫婦共に納付記録が無く、当該資料からすれば、昭和48年度から52年度まで5年間続けて年度末の3か月ないし6か月が未納であったことが確認できること、iii) 国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、昭和50年10月から51年3月までの期間の保険料は同年5月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料についても同様の納付方法が可能であったと考えられるところ、申立人及びその夫は、申立期間の保険料について過年度納付

した記憶は無いとしていることから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成22年3月17日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された昭和50年分及び51年分の申立人の義母名義の確定申告書（控）によると、国民年金保険料の支払額として50年分には2万6,400円、51年分には3万1,800円と記載されていることが確認でき、これらの金額は50年及び51年の夫婦二人分の国民年金保険料と一致する上、当時の申立人の世帯において、国民年金保険料の納付対象者は申立人夫婦のみであることから、申立人は申立期間②及び申立期間③のうち昭和51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたことが認められる。

また、上記以外の申立期間についても、申立期間を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、当該確定申告書（控）と同様の納付状況にあったものと推認するのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月31日から同年10月16日まで

私は、昭和49年4月にB社（現在は、A社）が設立されたため、同年8月にA社から身分を移管したが、同年7月の厚生年金保険料については、A社から、同年8月及び同年9月の保険料については、B社からそれぞれ控除されているので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年7月31日から同年8月1日までの期間（以下「申立期間①」という。）については、A社が保管する同年8月6日付けで同社からB社宛報告された申立人に係る在籍期間報告の控えから、申立人は、申立期間①について、A社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の昭和49年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び同年7月分の給与支払書により、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社の昭和49年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳等における申立人の同年7月に係る厚生年金保険料控除額及び同年6月のオンライン記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人のA社における雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）が符合していることから、事業主が昭和49年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付

されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。) 事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年8月1日から同年10月16日までの期間(以下「申立期間②」という。)については、A社が保管する同年8月6日付けで同社からB社宛報告された申立人に係る在籍期間報告の控え及びB社の役員並びに同僚の供述から、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和49年10月16日であり、申立期間②において同社は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が所持している家計簿の写しから、昭和49年8月21日の欄に、「年金4,788-、健4,536-、失829-」、同年9月21日の欄に、「年金5,396-、健5,112-、失929-」の記載があり、給与から厚生年金保険料、健康保険料、及び雇用保険料が控除されたことがうかがえるものの、同年10月23日の欄には、「健保8月10,153-、9月11,437-、計21,590-払いもどし」の記載が確認でき、これら払い戻しの金額については、同年8月21日及び同年9月21日の欄に記載されているそれぞれの月に係る厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額と合致することから、同年8月及び同年9月の給与からいったん厚生年金保険料等が控除されたものの、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月16日であるため、いったん控除された同年8月及び同年9月の厚生年金保険料は、同社から申立人に対し、同年10月23日に払い戻しがあったものと推認できる。

さらに、B社は、平成9年にA社に合併されているが、同社の総務担当者は、「申立期間②のB社の資料は無いものの、厚生年金保険に適用されていない期間の保険料は控除しない。」と供述している。

加えて、A社の当時の経理担当者及び同僚から、申立期間②における申立人の厚生年金保険の保険料控除について有力な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年3月まで

私は、結婚を機に夫婦同時に国民年金に加入した。初めのうちは、A市町村B地区の店舗に男の人が国民年金保険料を集金に来てくれ、その店を閉店した後は、同市町村C地区の別の店舗に女性の集金人が来てくれるようになったが、口座引き落としにするまでは、集金人に毎月保険料を納付していた。申立期間について未納とされていることに納得できないので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を毎月集金人に納付していたと主張しているところ、オンライン記録において、申立期間前後における申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、ほぼ毎月ずつ保険料が納付されており、昭和62年4月から同年12月までの保険料については、約6か月遅れで納付されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間直前の昭和62年11月及び同年12月の国民年金保険料が63年5月7日に納付され、申立期間直後の同年4月及び同年5月の保険料が同年7月13日に納付されているものの、同年6月において保険料が納付された記録は無い上、A市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の納付記録は、オンライン記録同様に未納となっていることが確認できることから、申立期間の保険料については、その当時、集金人に納付していなかったものと推認される。

また、オンライン記録によると、平成3年2月ごろに、当時、未納であった申立期間を含む8か月分の国民年金保険料が過年度納付されたことが確認できるものの、当該時点において、申立期間は既に時効が完成していたことから過誤納とされ、同年5月29日に還付決議が行われ、同年6月21日に送金(支払)通知書が作成されており、申立期間の保険料については、申立人に還付さ

れていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年3月まで

私は、結婚を機に夫婦同時に国民年金に加入した。初めのうちは、A市町村B地区の店舗に男の人が国民年金保険料を集金に来てくれ、その店を閉店した後は、同市町村C地区の別の店舗に女性の集金人が来てくれるようになったが、口座引き落としにするまでは、集金人に毎月保険料を納付していた。申立期間について未納とされていることに納得できないので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を毎月集金人に納付していたと主張しているところ、オンライン記録において、申立期間前後における申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、ほぼ毎月ずつ保険料が納付されており、昭和62年4月から同年12月までの保険料については、約6か月遅れで納付されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間直前の昭和62年11月及び同年12月の国民年金保険料が63年5月7日に納付され、申立期間直後の同年4月及び同年5月の保険料が同年7月13日に納付されているものの、同年6月において保険料が納付された記録は無い上、A市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の納付記録は、オンライン記録同様に未納となっていることが確認できることから、申立期間の保険料については、その当時、集金人に納付していなかったものと推認される。

また、オンライン記録によると、平成3年2月ごろに、当時、未納であった申立期間を含む8か月分の国民年金保険料が過年度納付されたことが確認できるものの、当該時点において、申立期間は既に時効が完成していたことから過誤納とされ、同年5月29日に還付決議が行われ、同年6月21日に送金（支払）通知書が作成されており、申立期間の保険料については、申立人に還付さ

れていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 663 (事案 537 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和33年10月から34年6月までの期間及び36年4月から37年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月から34年6月まで
② 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間①については、私が20歳になった時、A市町村役場(現在は、B市町村役場)から国民年金に加入するように通知が届いたので、同市町村役場で加入手続を行い、国民年金保険料を納付したことを鮮明に覚えている。

申立期間②については、C市町村に転居した際に当初交付された国民年金手帳を紛失したが、その後、同市町村役場に勤めていた妻に手続を行ってもらい、国民年金手帳の再交付を受け、国民年金保険料を納付した。しかし、再交付された国民年金手帳の昭和36年度のページには保険料の納付を示す割り印が押されており、右ページ部分が切り離されているにもかかわらず、当該年度が未納とされている。

以上のとおり、申立期間①及び②の国民年金保険料は納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立期間①について、申立人は、A市町村役場で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、当該期間は、国民年金の適用事務開始(昭和35年10月1日)以前であることから、同市町村役場で国民年金の加入手続及び保険料納付をすることは、制度上不可能であること、ii) 申立期間②について、申立人が、「妻がC市町村役場で手続をして入手した。」と主張する国民年金手帳は、昭和37年9月10日付けで発行されているが、当該手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、申立人に対し、36年2月15日にC市町村で交付された当初の番号と同じ番号である上、再交付された当該手帳において、昭和36年度の検認記録欄には、検認印が押されておらず、申立期間②について、同市町村が未納である旨を検認し、社会保険事務所(当時)へ進達したことを示す割り印

が押されていること、iii) 申立人が転居したD市町村に保管されている申立人の被保険者名簿においても、申立期間②については、保険料を納付していなかったことが記録されており、当該記録は、オンライン記録とも一致すること等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成22年3月10日付け年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料等の提出は無いが、申立人は、申立期間②に関し、C市町村で再交付された国民年金手帳の昭和36年度のページに割り印があるにもかかわらず未納となっていることに納得がいかないと主張していることから、同市町村に当時の国民年金手帳の取扱いについて照会したところ、「国民年金手帳において、保険料を納付した年度前の国民年金印紙検認記録欄が空白で、右ページ部分（検認台紙）が残っていた場合、納付した年度前の検認記録欄に間違えて検認印を押してしまうことがあるため、それを防ぐために右ページ部分を切り離した。その時には、その年度が未納であることを確認してから、切り離したことが分かるように、切り取り線上に割り印を押したと思われる。」と回答していることから、申立人の手帳における処理は、当時の通常の事務の取扱いであり、このことをもって当該期間の保険料を納付しているものとは認められない。

なお、申立期間①について、国民年金法は昭和34年4月16日に公布され、同法附則第1条により、保険料に関する部分の規定は36年4月1日から施行する旨定められていることから、申立期間①当時は、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月3日から32年1月20日まで

私は、昭和30年5月3日から39年11月まで、A社に従業員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、資格取得日が32年1月20日となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人と同日の昭和32年1月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚のうち1人が、「私が中学校を卒業したのが昭和30年3月で、1年後の31年5月3日に申立人を含めて5人で一緒に上京し、すぐにA社で勤務を始めた。」と具体的に供述していることから、申立人が、31年5月上旬以降、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、解散時の事業主は、「昔のことなので、当時の書類は残っていないが、厚生年金保険には、希望者だけを加入させていた。会社としては、社会保険への加入を勧めていたが、職人さんは、嫌がって1年ほどは加入を希望しない人が多くいたので、1年ほど様子を見る期間を設け、それから強制的に厚生年金保険に加入させ保険料を控除する旨、当時の社会保険事務担当者が従業員に説明していた。」と供述している。

また、申立人と一緒に上京し、A社に入社した同僚4人のうち、すぐに退職した1人を除く3人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同日の昭和32年1月20日であり、そのうち2人は、「そのころ、入社後すぐには、厚生年金保険には加入させてくれなかった。」「当時、1年くらいは、厚生年金保険に加入させていなかったような気がする。」と供述している上、申立期間における保険料控除について確認することができなかった。

さらに、A社において、昭和32年1月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が申立人を含めて8人確認できるところ、8人の厚生年金保険

被保険者番号は、32年2月7日に連続する番号で払い出されていることが確認できる。

加えて、申立期間当時のA社の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。